

広島県告示第九百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町字深原五五八五番一地从先から 東広島市黒瀬町大字津江字神之前二七四番一 地先まで	旧	七・六〇〇五 八・七〇	三、〇九七・ 二〇	
安芸郡熊野町字深原五五八五番一地从先から 東広島市黒瀬町大字津江字神之前二七四番一 地先まで	新	七・六〇〇五 八・七〇	三、〇九七・ 二〇	ダブルウェイ 県道津江八本 松線と一部重 複
東広島市黒瀬町大字津江イラスケ山国有林五六 六林班へ小班地先から 東広島市黒瀬町大字津江字神之前二七四番一 地先まで	新	一一・五〇〇 七二・七〇	一、三八一・ 三〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

津江八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 四七地先から 東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 五三地主まで	旧	五・七〇〇三 九・三〇〇	一四八・六〇	
東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 四七地先から 東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 五三地主まで 東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 四〇地先から 東広島市黒瀬町大字津江字イラスケ二六七番一 五三地主まで	新	五・七〇〇三 九・三〇〇 一四・六〇〇 二四・六〇〇	一四八・六〇 七八・二〇〇	ダブルウェイ 県道矢野安浦 線と一部重複